

「片瀬海岸3丁目における津波避難施設整備について」説明会（第6回）
（西浜町内会B・Dブロック）議事録

〔挨拶〕

〈藤沢市〉

こんにちは。防災政策課の〇〇と申します。本日、司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。また、本日はお暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本日ですね、こちらの議事録等取らせていただきたいと思います。まずレコーダーの録音と、後ろからのカメラの撮影をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（市民）

はい（数名の返事）

〈藤沢市〉

それではセッティングさせていただきます。

それでは皆様の方で、まずは資料の確認をさせていただきたいと思います。いすの上に資料が乗っていると思います。まず、本日進めさせていただく次第になります。A4の縦です。続きまして資料1、あとA3の綴りが右上にホチキス留めしています資料になります。最後にですねA4の縦、こちらの意見書になります。資料等で無い方等いらっしゃるでしょうか。よろしいでしょうか。最後のページのですね、意見の方に関しましては、今日、お話を聞いていただいて、皆さんの方のご感想を教えていただきたいと思います。こちらの方ですね、鉛筆が付いていますので、鉛筆で書いていただいて、最後に終わりましたら、いすの上に置いていただければと思います。ブロック名の方に関しましては、できる限りBブロック、Dブロック、その他で記載お願いいたします。お名前の方に関しましては、自由記述とさせていただきます。ただ、今ですね、Bブロック、Dブロックを個別でも訪問させていただいていることもありますので、もし書いていただければ、参考にさせていただきたいと思いますので、もし書ける方がいらっしゃいましたら、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。若干まだもう少し見えるようなので。（入室者を待つ）

〈市民〉

ちょっと質問というか意見いいですか。よろしいですか。

〈藤沢市〉

ちょっと、待ってもらえますか。落ち着いたら始めさせていただきます。

それでは、ご質問ですか。ご質問は最後の方にお話しいただきたいのですが。

〈市民〉

意見、住民の意見を・・・。

〈市民〉

とりあえずさ、説明だけしてもらって、終わった後にやらないと、きりがいいから、ちょっと待ちなさいよ。話が始まっているんだから。聞いて、それからにいなさいよ。

〈市民〉

ちょっと聞きたいのですが、お話よろしいでしょうか。

〈藤沢市〉

次第の流れで、質問等に関しましては最後に・・・。

〈市民〉

今の流れの質問ではなくて、経緯について聞きたいのですが。

〈市民〉

だから、話しているんだからそれが終わってからにしてよ。

〈藤沢市〉

それは説明の前にこの経緯ってことですね。

〈市民〉

そうです。

〈藤沢市〉

はい、どうぞ。

〈市民〉

よろしいでしょうか。

〈藤沢市〉

ちょっと、待ってください。マイク（準備します）

〈市民〉

10分ほどで結構です。申し訳ないです。まず、6月16日の総務常任委員会、こちらの方でこの避難所の説明行いましたよね。私、大変期待していたのですが、前回第5回目のときにポンプ場の件がありまして、ポンプ場は、なかなか365日稼働している

から、すぐには着工できないよと。これは聞いています。そこに、〇〇が並行して考えてくれないかとお願いをしたはずなんですけれども、何でこの報告会にご説明されなかったのか。まずお聞きしたい。

〈藤沢市〉

まず、今回の議会での報告に関しましては「基本設計の報告」ということになりますので我々の方としては、「基本設計の報告」をさせていただいてます。ポンプ場の方に関しましては、一昨年12月の議会の中でポンプ場に関しては、まずこちらの片瀬海岸3丁目9番地の方を先行させていただくということで報告はしている状況です。

〈市民〉

「基本設計の報告」ということですから1年前の8月にやった第3回目、第4回目のときには図面上「案」ということで「たたき台」と書いてありましたが、この報告、市議会においてはもう「案」という内容になってないので、これで着工すると、言っているということで、我々認識してよろしいですね。

〈藤沢市〉

はい。市の方としてはこの基本設計で報告して、こちらの「案」で承認を得て進めたいと考えているということです。

〈市民〉

もう一つ。国の補助金を狙っているということを報告会のお話しされていたと思いますけども、補助金が1/2国から出るとお話ししていましたが、高くなると減額されたとお話がありました。何メートル高くなると、いくら減額になるか教えていただきたい。

〈藤沢市〉

今ですね、内閣府、国交省両方ともなんですけれども、相談しているところです。ただ、何メートル高くなるといけるということではなく、国の基準に基づいて行っていれば、そこに補助が出ます。国の基準以上とか、国の基準外のものに関しましては、補助が出ないので、その部分に関しては対象外となるのでこれから決まってくる。

〈市民〉

今が5億円、それが10mの高さを超えると1.5倍から2倍というお話が議会のお話にでておりました。市としては5億円以上出せない、要は補助金を狙っていくんだと。ということで1/2、2億5千万円しか出す（しか出せない）ということで10m以上、ここにいらっしゃる一部の皆さんは、10m以上を建てたいとお願いをしているわけなんですけれども、それはまかり通らないという判断でよろしいですか。

〈藤沢市〉

まず、「10 m以上。」ということではなく、「10 mになるべく近づけて欲しい。」というご意見だと思います。市の方で5億円だとか、5億円に関しましても、すべて1/2になるとは限りません。先ほど言ったように、5億円の中の国の対象となる施工費に関して1/2、土地の方に関しましては今のところ1/3の補助金をもらえることになっておりますので、それに関して、どこまでが対象となるのかを県を通じて国と今これから相談しているところです。

〈市民〉

その国の基準をお知らせください。国と県の基準、それを大幅に超えるとたぶん減額されるだろう。うん、わかりました。国の基準は何メートルですか。

〈藤沢市〉

国の基準というか、国の方で示されているものとしては、今までのご説明したように、基準水位3.4 m。ですので3.4 mに関しては国の方としても認めます。ただ、我々の方としては、そこに漂流物等が流れることもあるでしょう。また、そこに火災を伴うようなこともあるので、バッファ空間、緩衝空間というのも必要でしょう。その部分も含めた高さで国の方に、今申請をお願いしているところです。

〈市民〉

それが10 mを超えたらダメだとは、なっていないということですよ。

〈藤沢市〉

今の部分では3.4 mに対して流れてくるもの、またそこに火災を伴うものを合わせた高さを足した7.05 mであれば、我々の考えです・・・。

〈市民〉

考え、感覚的なことですか。

〈藤沢市〉

県の方に、今まだ相談しているところです。7 mに関しましては、国の方につけていただきたいと要望をする予定でいます。それ以上のものに関しましては、根拠のないもの、国の方の判断ですが、その判断の中で国費がつくかどうか分かりません。また、先ほど5億円、2億5千万円ということに関しては、藤沢市で5億円、2億5千万円しか出せないというようなことは言ってません。

〈市民〉

〇〇は、住民の意見は聞きますよ。と言っていて、早期完成、それでいて建築基準を満

たす建築物にしたい。という話をしていました。〇〇は個別訪問をして、津波に対する意見が違っていた。という声を聞いていますし、早期完成を望む声も多い。というふうに聞いています。しかしですね、この時点でまだ数件しか回ってないとあなたおっしゃいましたよね。それさ、多くの意見を聞いたという話と、まだ数件しか回ってない、随分乖離ありますよね。それで〇〇からは、経過を見ていて、地元住民のための施設なので多くの皆さんの理解、住民の合意が必要だと、見切り発車はすべきでない。〇〇おっしゃっていましたよね。ここでもう一度お聞きしたのですけども、あなた方の考える見切り発車ではないというのは、どれぐらいの住民の合意を求めれば済むのですか。ちなみに、147件のアンケート、これを147世帯と考えた場合ですよ、藤沢市は1戸あたり、1世帯あたり2.2人住んでいる、ということを考えますと、730人の内の避難者、44%が不安であるということを行っているんじゃないの。あなた方は147人という話で固執していますけども、これ違うんですよ。もしかしたら夫婦の仲が悪くて意見が違う家庭があるかもしれないですが、回覧板同様に回したアンケートですから、147世帯に聞いたんですよ。そのうちの44%がこの高さで不安ですよ、と言っているんですよ。それがたった数件回っただけの個別訪問で、多くの方が早期完成を望むとはどういうことか。ここにですね、あのときの報告会、あなた方の態度、議員さんをどれだけ丸め込めるのか、あなた方のミッションは早期完成ですから、あのとき議員さんたちがどう考えていたのか、3名の方は住民の方の意向、どうなっているんだ。というのをお聞きしていたのにも関わらず、丁寧な説明をしています。というお話で終わったかと思います。

すみません、長くなってしまいして。あと2問だけ。本会議21日、ここで〇〇から、避難所に関するストレスやプライバシーに関して触れています。ここで〇〇は、段階的であるが、一つずつプライバシーの確保、空調、電源、熱源、エネルギー供給いっそうの充実を図る。というふうにおっしゃっていました。じゃあ、今たたき台ではなく報告会に提案したこの図面の中に、プライバシーの確保や、ストレスの感じないスペースはあるのでしょうか。

〈藤沢市〉

よろしいでしょうか。まず、最初の方のご質問の議会の方での報告に関して、丁寧な説明、ちょっと時限の方が少し違っているのかと思います。今回の6月議会に報告した時点では、第5回までの報告をし、また片瀬地区の自治会だとか、自主防災組織（片瀬地区自主防災協議会）だとか、それから自治連（片瀬地区自治町内会連絡協議会）だとか、郷土づくり（片瀬地区郷土づくり推進会議）、そういうところに説明しています。というお話をさせていただいています。またその後、このようなアンケートも出て不安を感じている、というところを我々の方も受け止めさせていただいて、Bブロック、Dブロックに関しても今後、個別に訪問させていただく・・・。

〈市民〉

その話はもういいんです。分かりました。この設計図にはプライバシーを確保していま

すか。ストレスを感じさせないような工夫はありますか。という質問をしたのですが、
も。

〈藤沢市〉

まずですね、〇〇がお話したプライバシーに関しましては、拠点施設、避難施設になりますので、こちらの一時避難場所とは系統が違うのですね。

〈市民〉

それではこの施設には、こうゆう考慮がまったくない。という判断でよろしいですか。

〈藤沢市〉

いえ、ただですね、そうは言いながらも、滞在期間がどのくらいかということも、前の質問でもございまして、そういうことも含めまして、少なくとも少しの滞在がある中で、なるべく皆さんの滞在中でのスペースの確保だとか、そういうことも含めまして、今、中間階のところにも避難スペースを設け、また、居室（図面上の備蓄倉庫のこと）の方に関しまして、大きなスペースを取らせていただいて、そこにも待機できるようにし、また、トイレ等に関しまして、まずは簡易的トイレの設置を含めた、トイレブースを8か所、それから常時使用できる多目的トイレを1か所設置しているということで配慮はしていると考えています。

〈市民〉

分かりました。この図面は市の方で新規に作る避難塔ということで、一時滞在の場所であるから、それなりの（プライバシーの）確保はしていると、言い切るわけですね。分かりました。最後にペットについて。この避難塔はペットも同伴で登れるように考えていらっしゃるのですか。

〈藤沢市〉

ペットについてですが、こちらはですね、今、私どもの方でBブロック、Dブロックを回らせていただいている中でも、ペットがいるので避難所へ行けない。という方も何件かいらっしゃいました。そういうことも耳にはしています。ここの避難所の使い方に関しましては、今後、町内会とそういう意見もある中でお話をさせていただいて、どういうふうな対策をとっていくのか決めさせていただきます。

〈市民〉

ということは、ここにペットが上がる可能性があるよ。というのを我々が決めるということですか。市が決めるのですか。

〈藤沢市〉

これからですね、今、モノを我々は作成します。そこから避難訓練を経て、皆さんの避難の体制等が出てくると思います。その中で、自治会と共同でどういうふうにしていくかを決めていくことになると考えております。

〈市民〉

ということは、住民の合意ということでよろしいですか。自治会の。

〈藤沢市〉

自治会＝住民ということであればそうなりますし、我々の方としては、皆さんの団体の長である自治会の方と相談しながらここに関して、どういう避難運営をしていくかを決めていくことになると思います。

〈市民〉

730人上がれる0.6㎡のスペースに、私は犬が嫌いなわけではないですが、猫が嫌いなわけではないですが、本当に上がれるのか、ということも含みを持って、今後も検討していただきたいと思います。ワンちゃんが上れないなら避難するところがない。では、730人がどれだけ減っちゃうの。その人たちはどこにいつっちゃうの。キャンピングカーでも用意してくれるの。そういう話になってきますよね、市の方では。多目的に使える車を。という話にもなっていますよね。というような工夫をもって、マックス730人を早急に上げることだけを考えるべきではないのかと思いました。以上です。すみません、お時間とらせまして。

〈藤沢市〉

それでは、次第に沿いまして進行をさせていただきたいと思います。

(職員自己紹介を省略)。

〈藤沢市〉

それでは説明をさせていただきます。初めての方等もいらっしゃると思います。何回も聞いているという方もいらっしゃると思いますが、一応、最初から説明させていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

〔資料1〕 1 基準水位の概略 の説明

〈藤沢市〉

それではですね、皆様のお手元の資料1の方を見ていただけたらと思います。こちらに関しましては、基準水位ということについてのご説明になります。第1回目から基準水位とは何だ。というお話をいただいております。基準水位に関しましては津波防災地域づくりに関する法律からきているもので、今まで、浸水深、津波の高さとしては浸水深という

ことで表示されていました。藤沢市の方はですね、神奈川県で今、6市が指定されているのですが、津波警戒区域に指定を受けまして、そうしますとそれぞれ県の方がですね、「せき上げ」いわゆる津波が建物等にぶつかって上がる高さ、ここの高さまでのものを出したものの、これを基準水位といいます。ですので、今までは水に浸かる深さだったのですが、そうではなくて、津波は波力や流速をもって流れてきますので、ものにぶつかれば高く上がります。その高さも含めて全て出したものが基準水位といい、この高さ以上でなければ（この高さ以上の）避難場所には駄目ですよということを、法律の中で決めたものになります。

〔資料1〕 2. 基本構想と取組の方向性 （1）の説明〕

続きまして、基本構想と取組の方向性、基本構想の設定に向けた経過と考え方を（1）で示させていただいています。皆さんの方で、すみません、座らせて説明させていただきます。令和3年3月に、神奈川県から、本市における最大クラスの津波も想定した津波高と基準水位が公表されました。このデータによりますと、津波高は藤沢海岸（片瀬西浜海岸）で標高8.8m。本施設の計画地では、避難上有効な高さを表す基準水位は標高で5.6m（地盤高3.4m）と示されています。市ではこの最大基準水位に加えて、漂流物の衝突等による影響を考慮し、更に3.6mの緩衝空間を設けて、屋上避難床を標高で9.4m（地盤高7.05m）の高さとししました。なお、この高さは想定する避難者全員（約730人）が退避できるぎりぎりの高さでの計画としています。更に、基準水位を超える標高約6.4m（地盤高4.05m）の中間階には、日除けや、雨除けや、簡易トイレを含む備蓄品並びに要配慮者スペース等に寄与する部屋を設け、階段及びスロープともに敷地の道路沿いに配置するなど、地元町内会等からの意見等を一定反映させた内容で計画しているものでございます。

〔資料1〕 2. 基本構想と取組の方向性 （2）の説明〕

続きまして（2）取組の方向性。本市としては、片瀬海岸3丁目の中で津波からの避難が著しく困難な状況にある地域住民約730人、こちらは令和2年度国勢調査からの集計になります。避難先の確保と不安解消を図るため、今後も、地元住民に適切かつ丁寧な説明を行うと共に、基本構想を踏まえたうえで、本施設の早期完成に向けた取組を適宜進めていきたいと考えているところでございます。

〔資料2〕 1 施設のイメージ（鳥瞰パース） の説明〕

続きまして資料2をご覧ください。資料2の1、施設のイメージ。こちら鳥瞰パースになります。こちらは東側と川側から見たところの鳥瞰図になります。また、そちらのホワイトボードの下のところですね、反対側から見た鳥瞰図も掲載していますので、後で見

ていただけたらと思います。

〔資料2〕 2 施設整備の経緯について の説明]

施設の整備の経緯といたしましては、平成23年3月11日発生しました東日本大震災に伴う津波被害を踏まえ、最大クラスの津波を想定した「津波防災地域づくりに関する法律」が定められました。この法律に基づき、神奈川県は最大クラスの津波を検討し、津波浸水想定図を設定、公表しました。令和3年3月22日に神奈川県は片瀬海岸3丁目地域を含む範囲を津波災害警戒区域として指定し、津波による「せき上げ」も含めた高さである基準水位が示されて、各地点における避難場所に必要な高さが明確化されました。藤沢市ではこの経緯を踏まえて津波避難が著しく困難な区域について津波避難施設の整備を進めているところでございます。

〔資料2〕 3 想定津波の概要 (1)(2) の説明]

3の想定津波の概要に関しましてはまず、右側の表を見てもらいたいのですが、神奈川県にもたらす最大クラスの津波、1から5まであります。相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）こちらが高さで11.5mになります。また、相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）こちらが10.8m、等ですね、こちらで綴らせていただいて、藤沢市で一番最大で起きる津波としては相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）、こちらですね、11.5m。こちらが最大をもたらす地震ですので、これをモデルとして想定をしているところでございます。想定地震としましては、先ほども言いましたが、相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）で震源は相模トラフ、マグニチュード8.7、全県で震度7、発生確率としましては30年以内ではほぼ0%、2000年～3000年、あるいはそれ以上の発生間隔で起こりうるものでございます。

第1波の到達時間が6分、最大の津波の高さは11.5m、この11.5mに関しましては、下の図を見ていただくと、江の島の沖合東30m、こちらのところが11.5mになります。江の島に関しましては皆さんもご存じのように地形が入り組んでおりまして、リアス式的なところでございますので、ここに関しましては突出して11.5mという大きな津波になります。片瀬海岸3丁目地区に関しましては西浜海岸になりますので、こちらの方に関しては、最大の津波高さは8.8m、また、片瀬海岸3丁目に関しましては川からの遡上も大変大きく影響しますので、漁港（片瀬漁港海岸）で7.9m、最大の津波が起きる。これを想定して我々の方は計画しているところでございます。

(2)に関しましては、想定津波の水位変動や到達時間を表しています。右側が経過時間を分で表しています。約12分後には11.5mの最大津波が来るというようなシミュレーションされているものでございます。

〔資料2〕 3 想定津波の概要 (3) の説明〕

(3) に関しましては、先ほど説明させていただきましたように湘南港海岸、湘南港海岸というのは片瀬江の島沖合30m、ここが11.5mになります。また、こちらに関しましては、藤沢海岸、これは片瀬西浜海岸と我々は呼んでいるのですが、こちらは8.8m、また片瀬漁港海岸こちらに関しましては最大津波が7.9mになります。

〔資料3〕 の説明〕

続きまして、資料3をご覧ください。

資料3に関しましては、海、西浜海岸と、川に挟まれたこちら計画地なんです、こちらを直線で結びまして、その地点地点を基準水位と浸水深で表した図面になります。平面図でこちらの断面を、断面上に漫画で描いたものになります。こちらの方で表すと、まずこちら（藤沢海岸を指して）が海、海拔0m、ここから最大の津波が8.8mになります。国道134号線が関東大震災等を含めまして、防潮効果をもたせるということで設計されていまして、だいたい6.5mから7mぐらいの高さをもっております。こちらの高さで一旦はぶつかります。先ほど言ったように波は波力、流速をもっていますので、ぶつかりますとさらに上がってくるような状況が出てきます。この上がった波もすべて国道134号線の下のところの流れてきます。水としましては2.5mから3.5mくらい地盤高からありまして、この強い流速をもったものに関しましても、この勢いがおさまらずに、だいたい小田急線くらいまで流れteきます。その後は2.5mとか3mくらいの水域をもった浸水が起こる。また、こちら（境川沿いの地区を指して）の方の計画地に関しましては、川からの遡上が強いです。こちらに関しましては、漁港7.9mの津波がだいたい西浜橋の先ぐらいで6.1mくらいになります。この6.1mの波が決壊しまして、こちらに流れteくる。ここの計画地のところでは基準水位も含めまして、だいたい地盤高で3.4m、標高で表しますと5.6mになります。ですので、先ほどの6.1mの川の水が5.6mの高さまで影響があります。また、8.8mの最大の津波に関しましても、こちらの標高で5.6mの高さまで影響ありますので、この5.6m以上でないといけないというのが法律になります。そこから、先ほども言ったように漂流物等を含めまして、さらに3.6m加えました、標高で9.4m。この標高9.4mのところには皆さん約730人が乗るというとこで計画を立てているということでございます。

〔資料の説明〕

〈藤沢市〉

ここからはですね、私の方から説明させていただきます。改めまして、私、公共建築課の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。誠に恐縮でございますけれども、座ってご説明させていただきます。

〔資料4〕の説明

今、ご覧いただいている資料4ですね、こちらご覧いただきたいと思います。スクリーンにも出ておりますけども、こちらですね、左の方から順番に、説明させていただきます。基本設計にあたりまして、この左上のタイトルの下に記載しておりますけども、東日本大震災、こちらでの津波被害を、こういったものを踏まえまして、定められた法律や基準、これを基にしまして、基本構想というものを作成した次第です。基本設計は、基本構想を基にまとめた計画を、後ほどご覧いただく計画として、計画を進めているというところでございます。またですね、設計にあたりましては、国で調査検討しました、技術的指針、あるいは津波浸水想定図、こういったものも参考にしている次第でございます。

〔資料4〕 1 計画概要 の説明

資料4の1、計画概要、こちらをご覧いただきたいと思います。(1)の敷地の概要でございますが、こちら、ご覧いただいたとおりの内容でございますので、説明の方は省かせていただきます。続いて、(2)建物の概要でございます。今回の津波避難施設というこの建物は、構造としては鉄骨造の2階建てで計画しております。建築面積でございますけれども、約555㎡、延べ床面積といたしましては約707㎡でございます。最上階の床面積は約440㎡、で計画しており、そこから先ほどから申し上げております、733名の方々が、避難できるような建物を設計しているところでございます。その他のところでございますけど、後ほど図面で見えていただきますが、中間階と称しておりますけれども倉庫を設けております。またですね、階段の他にスロープを設けて、できるだけ利用しやすいように計画として配慮しているところでございます。

〔資料4〕 2 基本設計のコンセプト の説明

続きまして、2の基本設計のコンセプト、こちらをご覧ください。今回の基本設計でございますけれども、基本構想の考え方を踏まえまして、建物をより具体化させたものとなっております。コンセプトとして3つ掲げております。

1つ目のコンセプトでございますけれども、繰り返しで恐縮でございますが、図面の赤枠、右側上ですね、赤枠で囲われたところがございます。こちらの対象区域の方全員がですね、最上階の床、屋上階に避難できるようにするところでございます。

続きまして2つ目のコンセプトでございますけれども、この津波避難施設が建設された暁にはですね、この場所をですね、防災訓練等を実施いたしまして、防災意識、こういったものを育成する場にしたいと考えているところでございます。

また、3つ目でございますけれども、構造体を鉄骨で作っております。その関係上、どうしても無機質な印象を与えることからですね、周辺の住環境に馴染むよう配慮した計画としているところでございます。

〔資料4〕 3 主な設備等 の説明

続きまして、その下にございます3の主な設備等、こちらをご覧ください。こちら、4つのポイントがございます。

1つ目でございますけれども、施設を利用するためには、先ほども申し上げましたが、階段とスロープ、こちらを設けて、1つずつ併設してあります。そうすることで多様な方々が避難の際に利用できる、しやすい施設にしたいと考えているところでございます。

次に、2つ目の点でございます。階段とスロープには畜光材、光を溜める材料になります、こういったものを設けております。日中は太陽の光を吸収しまして、夜になると、弱い光ではございますが、発光する材料でございますので、暗い中でもできる限り避難しやすいような。というように設計を進めているところでございます。また、非常用の照明設備、こちらを設けまして、停電した後も、30分は蓄電池によって、照明の点灯が可能となるような設計も進めているところでございます。また、これに加えまして、備品としまして、非常用の発電機を設け、照明とかあるいはコンセント、こういったものが利用できるように計画を進めております。

続きまして、3つ目でございます。中間階に設ける倉庫でございます。こちらは災害時に必要な備蓄資機材、こういったものを保管できるように計画しております。

4つ目でございますけれども、倉庫内に多機能のトイレ、こういったものを1箇所設けて、それと共に組立式トイレではありますけれども、設置するためのスペースを8箇所分用意しているという計画でございます。

〔資料4〕 4 津波避難行動の想定 の説明

続きまして、資料4の右側の方をご覧ください。タイトルとしては4の津波避難行動の想定、というところでございます。先ほどの津波の到達する時間や、基準水位、こういったものを踏まえまして、建物の計画を進めているところでございますけれども、ここに記載していますのは、避難する方々がどのくらいの時間を要して、避難施設に到達するのかを想定して書いた図であります。計画地を中心としまして、円が記載されたカラフルな図面がありますけれども、こちらの図面は、津波避難施設までの距離を示した図として、書いてあるものでございます。津波避難施設の利用される人の範囲としては、直線距離でだいたい210mほどとなっております。しかし、津波避難施設までに到達するには、当然、直線距離ではなく、道路に沿って避難するわけです。本計画は、比較的このエリアの道路が格子状になっていることから、避難の想定距離といたしましては、三平方の定理というものを使いながら、歩行距離の最大距離を約300mと想定しているところでございます。ここに、国からも示されている数字、成人歩行速度がございまして、通常ですと1秒間に1.5mくらい進むというものでございますが、今回の設計にあたっては、群衆での歩行ということを考慮いたしまして、1秒間に1.0mという条件で計画しております。

す。これを踏まえまして、津波避難施設までのかかる時間は、エリアの一番端の方でも最大で約5分くらいというふうに想定して計画を進めております。具体的に申し上げますと、図の中心にございます黄色で表示しているところは、直線距離で言いますと42mの範囲を示してるところでございます。道路を考慮すると、歩行距離として約60mくらいを想定しています。その場合の歩行時間は、1分間かかる範囲を示しております。色が変わりまして次は緑色、こちらは約2分間、外側に広がるにつれ、1分ほど増えていくという計算になります。最大で5分間を要するだろう。という想定をしているところでございます。

この後にですね、先ほどもご紹介した階段やスロープ、こういったものを選択しながら、地上から屋上まで避難していただくということになります。避難にあたっては階段やスロープの昇り降りの時間でございますけれども、スロープの方は1分30秒ほど、階段は30秒ほどとして、想定しているところでございます。そのようなことを全部踏まえまして、最上階までの避難、到達時間はですね、避難開始していただくときから、最大で6分30秒くらい、と想定しているところでございます。

続きまして、その下にございます、5のユニバーサルデザイン、6の環境配慮、そちらについてご説明させていただきます。こちらですね、平面図で折に触れたいと思いますので、こちらでの細かいご紹介は省かせていただきます。

〔資料4〕 7 事業スケジュール の説明

続きまして、7の事業スケジュールでございます。記載しているとおりに進めたいと思います。今年度につきましては、基本設計をより具体化させていく実施設計という作業を行い、終了したいという予定でございます。その後、計画が進んでまいりますと、令和6年度から工事を開始して、令和8年度には利用ができるように、計画を考えているところでございます。

〔資料5〕 の説明

続きまして、資料5、こちらをご覧ください。平面図などこういったものが記載されています。まずですね、左上にございます地上平面図、こちらをご覧ください。この施設の入り口はですね、地上平面図の下側、方位でいいますと南西側でございます。それと、図面でいいますと右側の上、方位でいいますと北東、この2箇所配置しております。通常の事態には施錠をしておりますので、避難時には一部を破壊して入る。というような設計をしています。

次にですね、先ほどご覧いただいている右側にございます、中間階の平面図がございますけれども、こちらをご覧ください。こちらですね、紫色で表示している避難床、それと共に備蓄資機材を保管するための倉庫、多機能型のトイレ、こちらを1箇所計画しております。

す。中間階にも避難人員としまして、238名の方が避難できるように計画しておりますけれども、これまでも申し上げてきましたとおり、最上階に避難することを前提としているところでございます。

また、右側にございます屋上階避難床平面図、こちらですけれども、建物が建つ地面から、7m05cmの位置にある床でございます。避難人員としまして733名でございます。

その下でございますけれども、こちらが立面図でございます。今、中間階の高さといましては地面から4.05m、最上階の床は、先ほども申し上げた7.05mで進めているところでございます。なお、最上階の床は、最大基準水位よりも約3.6m高い位置にある、という状況でございます。

最後にですね、ユニバーサルデザインと環境配慮についてでございます。スロープにつきましては、1/12の勾配としております。通称バリアフリー法という法律がございます。そちらの法律の規定で、車椅子の方も上れる可能な勾配として1/12、というものが掲げられております。この勾配を採用しているところでございます。

周囲の環境配慮といましては、鉄骨本来の色ではなく、スクリーンでは見にくい、あるいは、紙面でもちょっと見にくいかもしれませんが、茶色といったこういった落ち着いた色を使用して、周囲への配慮としたいと考えております。またですね、東側立面図の一部にはですね、外壁面に一部ルーバーを設けて、目隠しのようなものも設けていきたいと考えております。

周りの敷地の外の、お宅が映らないような配慮もございまして、防犯カメラを設置いたしまして、通常時でも安全な施設にしたいと計画しているところでございます。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

〈藤沢市〉

はい、以上が説明になります。それでは、ここから皆さんからのご質問等をお伺いしたいと思います。挙手の上、お名前を述べていただいて、マイクでご発言をお願いしたいと思います。それではお願いいたします。

【次第2 質問】

〈市民〉

西浜町内会の〇〇です。いつもあなた方の説明は、これで何回目か知らないけど、自分たちの計画をどんどん述べるだけで、後は時間が無くなったからと言って、住民との対話を全然しない。で、時間が無くなった、時間が無くなった、色々質問はあるのだけれども、また何回も同じ話を聞いて、正直に言って、まず第一に住民との対話を無しに、住民

の疑問にも答えず、一方的に行政の考え方を遮二無二説明するってやり方は誰の指示なんだ。〇〇の指示なのか、〇〇の指示なのか、それとも〇〇の指示なのか、〇〇の指示なのか。これをまず教えてもらいたい。

〈藤沢市〉

指示ということではなく、市は組織でやってますので、市の組織として進めさせていただいています。

〈市民〉

市の組織とは誰のことを言ってるのか、要するに、〇〇のことを言っているのか、〇〇のことを言っているのか。組織、組織と抽象的な言い方はダメなんだ、誰の責任なんだってことを言いたいんだよ。一遍も、一年やってて、住民との対話を一遍もしてないじゃないか。だから住民と協議したなんて嘘ばっかしだよ。だから誰の責任なのか、そこを突いていこうと思ってるんだ。

〈藤沢市〉

住民との対話、今日も住民との対話だと思ってますし、我々の方としては・・・。

〈市民〉

対話になるならいいけど、今までは対話じゃなくて、時間がないからと終わっちゃったじゃないか。住民との話し合いなんて何もしてきてない。住民はね、3.4mに対して7mに文句言ってるんじゃない。3.4mが信用できないと言ってるんだ。だからそれに対して、何にも答えてないじゃないか。それで、昨日うちの町内会で神奈川県庁に行ってきた。そしたら、神奈川県庁は津波の高さのことは一切言っていないと言う。3.4m浸水深、浸水深と跳ね上がりのことを言ってるんだ。浸水深は津波がおさまって、溜まった水の深さのことだと言っている。津波の高さのことは一言も言っていないんだよ、神奈川県は。それを県が言ったとか、藤沢市の場合は「防災の頑固な担当者が勝手に浸水深を津波高さと言って業務展開をしているのだろう。」そう言われたんだ。だから、頑固な担当者とは〇〇のことだよ。そう言われて帰ってきた。それで我々は信用できるかっていうんだ。一遍も住民との対話も何もしないで、勝手にどんどん進めていき、既成事実をどんどん積み上げていく。それで東京都で同じ役所に勤めていた〇〇が、藤沢市の対応がおかしいよと。ちょっと話聞いてみてよ。

〈市民〉

〇〇と申します。今回、避難タワーの高さの問題で、市と住民の意見が合わず、進展していないので、間に入って問題解決して欲しいと言われ、途中から参加している者です。私、東京都に勤務していたときに、市役所と住民とのトラブル、これは代執行関係ですね、その解決や、大都市主管者会議、財産管理の会議の問題で、東京都としての回答づ

くりのために色々と勉強して、答弁してきた経験があります。代執行のときは、都が間に入りまして、市役所に対して指導、アドバイス、そして反対している住民に対しては言い分を聞いて、話し合いで解決しようということやって、ダメなときは、代執行をやるんですね。代執行もやっていましたので、そういうことはよく分かっております。今回は違った問題ですけども、津波タワーですけども、どこに問題があるか色々調べて、私なりの対応策を考えてみましたので、述べさせてもらいます。今回、この避難タワーについて、こういう人命に係る大問題について、調査委託はしたのですか。そういう専門の津波タワーのですね。業者がたくさんありますけども、そういうところに調査委託したのですか。東京都はですね、こういう大きな問題は必ず訴訟になるので、必ず専門のところに調査委託します。そして、法廷で争っても、ちゃんと後ろ盾になってもらうような条件を付けて契約します。おたくたちはしてないでしょう。そういう問題は、調査委託なんかしてないでしょうどこも。どうなんですかそれは。

〈藤沢市〉

よろしいですか。

〈市民〉

どうぞ。

〈藤沢市〉

調査委託というのは、今設計の委託をしているものではなくてということですよ。

〈市民〉

いや、そうじゃなくて。津波が7.4m来たのがね、6mに下がると言ったでしょう。そういうのは、ちゃんと調査委託して、ちゃんと何mになるって報告書が出てこなければ信用できないでしょう。まずね、そこが第一点の欠点。そういう専門に出して、それで調査報告書を基に、あなたたちが決めたなら分かるよ。そうすれば、何かあったときはこの報告書が出てますので、それを基にやりました。裁判沙汰になったときの後ろ盾になるものが何もないじゃないか。あなたたちだって助かるのだから。もし、人が亡くなったときにでも、こういう報告書を受けてますと。何もないじゃないか。まずね、それが第一点の欠点。そういうものを住民に提示して、これを基にやりました、って言えば、裁判でも争ったときに、後ろ盾になるんですよ。そういうことをしてないってことは、大変な問題ですよ。東京都はみんな弁護士さんもいるし、資格の持った人が何人もいるんだ。土地の買収の、あの大都市のあそこのあれですね、豊洲市場、あれも、私は科学審議会の事務局やってたから、全部経緯知ってます。あれも資格のある人が中心になって、鑑定したんですよ。その人が中心になって評価して、鑑定書ちゃんととっています。そして、2部とって価格が違うのは平均をとって平均価格で買うように、土壌問題についても、ちゃんと良質のものを、埋め戻して買うってことになっているんですよ。みんなそういう資格の持った

人でもって、しっかり対応してます。藤沢市さんは、初めてのケースでしょう。これはね、初めてのケースってことは、他の自治体もみんな注目するんですよ。それが、調査書も無く、ただ6 mになりますと。どこの根拠で言っているんだ。根拠は無いでしょう。無いでしょう。

〈藤沢市〉

よろしいですか。

〈市民〉

はい。どうぞ。

〈藤沢市〉

まず、調査委託というものはしていません。

〈市民〉

してないよね。

〈藤沢市〉

ただ、まず一つは、神奈川県データを基にしております。

〈市民〉

基準水位ですよ。

〈藤沢市〉

基準水位の話ですよ。基準水位の考え方だとか、我々の計画の立て方の考え方、これに関しましては、学識の方に確認をとらせていただいて・・・。

〈市民〉

誰ですか。

〈藤沢市〉

その方のお名前はちょっと言えないのですが。

〈市民〉

それは個人的に頼んだのか。それとも役所として。

〈藤沢市〉

藤沢市として、その先生にお願いをして、先生のところに行って、こういう考えですけどどうですか。ということで、お伺いさせていただいております。その中では、確かだと、大丈夫だと、お話いただいております。

〈市民〉

それは、あくまでも個人的なものですよね。だから、ちゃんとした調査書ではないですよ。

〈藤沢市〉

調査委託としては出してないですが、先生は、逆に言うと、日本で作っている津波の学会のトップの方ですので、その方に確認をとりまして、考え方は間違っていないと言われています。

〈市民〉

私の、都の友人で防災対策をやっていた人がいまして、図面を見たら、おかしいよ。この河川沿いの7.4mがこの表示されている高さの部分が、何で水の部分が4mにしかないのか。そんな馬鹿なことは無い。津波っていうのは上がってくるわけですよ。それで調査委託したらもっと上がっていくかもしれない。建物が壊されたり、堤防が壊されたり、そういうものが全部流れてくるのです。そうすると、まず、候補地に津波がどれくらいの高さが押し寄せてくるのか。そういうものを調査委託しなきゃダメなんです。それじゃないと、住民は信用するわけじゃないじゃないですか。分からないのだから。調査委託っていうのは、そういうことであるです。まずね、調査委託をこれからでもいいので、すべきです。それで、調査報告書を見て、そうすると高さが出てくるわけ。そうすれば、高さっていうのは、藤沢市で考えている7mが、高さが決まる。これが決まらないうちに、どんどん話が進めているでしょう。それじゃ、住民たちは納得しませんよ。ちゃんとした裏付けをとってもらいたい。それが私の意見です。

〈市民〉

そういうこともやらないで住民との対話なんて・・・。

〈藤沢市〉

今、我々の方で基準としている、数字に関しまして、神奈川県の方で出している数字であって、神奈川県の方は、その調査委託を出しているかどうかは、ちょっとわからないのですけども。

〈市民〉

いや、やっていないですよ。そんな津波高さなんて一切やってない。それは藤沢市の問題だ。それは個人的なあれなんだ。

〈市民〉

神奈川県は津波の高さなんて何にも言ってない。

〈藤沢市〉

そんなことはない。神奈川県の方がこの基準水位ってものを出すということが法律で決まっているんです。

〈市民〉

基準水位はいいんだ。基準水位は全体の一つの目安なんだから。それは専門のコンサルタントに全部頼んで、そのデータを基に、どれくらい水が溜まりますかってことで表示するわけです。

〈市民〉

それは溜まった水なんで、来る津波の高さじゃないんだ。

〈藤沢市〉

県の方の解釈の仕方と、皆さんの解釈したのと、我々の解釈が違うのかもしれませんが、今言われているのは浸水深、先ほど言われているのは浸水深です。基準水位というのは、先ほども言ったように、せき上げも含めるもの、このせき上げの高さで出しております。

〈市民〉

いや、専門のコンサルタントに出して調査しなさいってことです。

〈藤沢市〉

我々は、それはしてないですけども、（学識者の）確認はしております。

〈市民〉

確認といったって個人のあれでしょう。公表できないでしょうそんなの。あなたも名前言ってと言ったって言えないし。だから、ちゃんとした業者で調査委託。それも大手に頼まなきゃダメ。大手2社に頼んで、それで、その高さ、早く言えば、条件を付けていただきたい。河川からの津波の高さが、建設地ではどれくらいの高さになるのか。そして、安全な津波避難タワーの高さは、どれくらいならよいのか。その条件を付けて調査委託をしてくださいよ。それで出てきたものについて、高さが決まれば、住民もこの高さなんだなってことで納得するはずです。それがまず欠けてるの。

〈市民〉

言っている数字が、何にも経緯づけられてない。あなたの勝手な解釈なんだ。

〈市民〉

それで市はね、現在、基本・実施計画で7mの案で出しちゃっている。それは先行しているってことですよ。事業が。高さが決まってから初めて出すのです。住民だって合意もしてないのに何で出すのですか。だいたい、そういう対応の仕方がね、やっぱり市としては不信感。私はね、この問題だけじゃないんですよ。4年前もやったんです。介護課の問題で。何十年も認定が遅れて、私は、副参事とやりましたよ、直接。話にならない、人口がどんどん増えるから。審査会が間に合わない、あれは絶対遅れてはならない仕事なので。それで、じゃあダメだと議会で質問してもらいますと言って新聞に載ったの。そして、3回目の更新で初めて期日内に出た。そういうもんなんです。だから市の対応の仕方がちょっとずれている。

〈藤沢市〉

まず、県と市の自治体間での約束事であり、これは法律の方で、国が資料を出して、県が数字を出す、その数字を公表する。その公表に関して、藤沢市の方が神奈川県でもまだ6市しかないのですが、避難警戒区域に指定をされると、基準水位、先ほど言った浸水深ではなくて、基準水位というものが公表される。藤沢市に対しての基準水位を、10m角のところで、それぞれの数字を出していく。基準水位に基づいてこの表を作っていますので、そんなに間違っているものではないと思っています。これに関しましても調査は出してませんけども、国にも確認していますし、県の方にも、これでどうですか、と話していますから、決して間違っているものではない、と考えております。

〈市民〉

自分ではそういうふうと思うけど・・・。

〈市民〉

それじゃ県が、「藤沢市の防災の頑固な担当者が、勝手に浸水深を津波高さと言って業務展開している。」となんで県の役人が言うんだよ。

〈藤沢市〉

そこに関しましては、県に確認します。

〈市民〉

議会も住民も騙している。

〈藤沢市〉

昨日ですね、県の方から電話がかかっています。我々の方に。ただ、そんな話はいただいていません。

〈市民〉

私ね、昨日行ってきたんですよ。前日に電話かけて、市とどうゆうようなやり取りをしているのか、そこまで聞いたんです。それで私の案として、県として、「藤沢市に調査委託を出してやった方がよいと。」という意見は、アドバイスとして言えないのか。私の方は、水位のことしか言えないので、何も言えません。そういう感じなんです。それは、立場立場であるけれども、東京都の代執行だったら、みんな東京都が相談受けて、ちゃんと間に入ってやりますから、指導、アドバイス全部やります。そのぐらいの気持ちで県がやってくれると一番助かるんだけども・・・。

〈藤沢市〉

昨日の話の中では、県からのそのような話、藤沢市の頑固な担当者とか、そういう話はないですし・・・。

〈市民〉

それは頑固とかそんなこと、言うわけないじゃん。

〈藤沢市〉

そうですね、そうは思うのですが、そういうようなことも言われてないですし、基準水位ということと、浸水深ということの、いわゆる神奈川県が出しているものについての説明を、藤沢市のバージョンで話をさせていただいた、と聞いてますけれども、そこに関して、そのようなご意見はいただいてない、聞いてないです。

〈市民〉

言えないのですかと聞いたら、上の方の決定をとらないと言えない、と言っていた。そういう権限はないからでしょう。

〈藤沢市〉

言っていないでしたら、そういう意見があったと、〇〇はどこから聞いたお話ですか。

〈市民〉

昨日行った連中から聞いたんだ。

〈市民〉

それは報告してますよ。

〈藤沢市〉

昨日行ったのは、〇〇ですか。

〈市民〉

行ったのは、ほかに3人行ってます。

〈藤沢市〉

そういうお話は出たのですか、県に確認してみます。そのようなことを言われたという、頑固な職員が・・・。

〈市民〉

そんなことは言っていない。それはたまたま個人的に言っただけで、頑固だの、なんだのと言うわけない。ただ、津波の高さのやつはね、全然出てないので、その高さがどうゆうふうに遡上して、現地に上っていくのかは調査委託しなきゃ分からないのです。それで市の方もこれは非常に難しい問題だ、と言ってました。

〈市民〉

東日本大震災でも、東京電力にしても、七十七銀行にしても、津波が20.3mなのがね・・・。

〈市民〉

すみません、調査委託をするのか、しないのか教えてください。

〈市民〉

そうです。

〈藤沢市〉

はい、それでは私の方から。〇〇と申します。今、お話があったように、東京都の事例を出して代執行のお話がありましたけれども、基礎自治体である藤沢市と、神奈川県、都道府県とそれぞれ役割が違いまして、神奈川県が広域のことをやっております。ですので、神奈川県がこの基準水位にあたりまして、調査をしたかどうか、今、進んでいる計画ですので、ここから、また調査委託となると、一から振り出しに戻ってしまうかと思えます。戻ってもよいという方と、戻ってもよくないという方がいらっしゃるかと思いますので、この段階で今は判断は出来ませんが、今おっしゃっていたように、神奈川県との役割分担、広域の件に関しましては、神奈川県の分担になっておりますので、神奈川県の方に確認はさせていただきます。今、この質疑については長引いてしまいましたので、他にご質問がある方もいらっしゃるかと思いますので、今、〇〇と〇〇のお話・・・。

〈市民〉

その答えはいつ出るのでしょうか。

〈藤沢市〉

答えはですね、神奈川県の方に確認して次第、出しますが、どうしましょう。

〈市民〉

どうやって、報告いただけるのですか。そこまできちんと話してください。

〈藤沢市〉

〇〇にご連絡しましょうか。

〈市民〉

調査するか、しないかですか。

〈藤沢市〉

そうですね。調査は基本的に今の段階ではしない。という方向性を出させていただきます。

〈市民〉

なんでしないの。

〈藤沢市〉

神奈川県の方で、基準水位というものをしておりますので・・・。

〈市民〉

市の方ではしない。ということですね。

〈藤沢市〉

そうですね。直接市ではせず、神奈川県の方でそういった調査はされたかどうかは確認させていただきます。

〈市民〉

してない。って言うでしょうね。

〈藤沢市〉

神奈川県の方では、こういったもともと国の法律がありまして、県の基準水位、それ以上に避難床を作る。ということまでが決まっておりますので、この施設の建てる基準です

ね、ここについては変わらないかと思いますが、改めてこの段階で調査というのは、考えておりません。今の段階で私から言えるのは、今の判断ではない、ということになります。

〈市民〉

東日本大震災で、あれだけ東京電力が15.6mの津波で全部消失になった。七十七銀行は13.5mの避難床を用意していたところに20.3mの津波が来たとか、大川小学校でも、ここは津波が来ないと言ったにもかかわらず、海から3.7km離れていて、8.7mの津波が来たとか、そういう話がいっぱいあるわけ。基準水位だとか、浸水深の話なんて、一個もないんだよ。だから、対比ができないんだよ。それだったら、あなた方が通訳して、たとえば、大川小学校の場合はこうゆうことだよ、基準水位に換算すると何mだとか、女川支店だったら20.3m来たのだけでも、これを基準水位、浸水深というのはね、津波が襲ってくるんじゃないんだよ、引いた後の、水溜りの深さのことなんだよ。それを県は、昨日ははっきり言っているから。そんなものの比較じゃ話にならないんだ。だから我々は不安を持つのだ。

〈市民〉

だから、本地に津波の高さが、どれぐらいの高さで上がってくるのか、それをコンサルタントに頼んで・・・。

〈市民〉

結果として、浸水深がこうなるって出してもらわないと分からないんだよ。

〈市民〉

だからCG使って全部会社は出してくれるんですよ。これだけの高さがあれば安全ですよ。そしたら住民が安心しますよ。そうゆう調査結果を出してもらわないと。

〈市民〉

だから、命の関わっているのは住民であって、市会議員でもなく、あんたなんて関係ないんだよ、命が関わってないんだよ。命が関わっている人が一生懸命に言ってるのに、何だその態度は。

〈藤沢市〉

東北の方の地震がありまして、今〇〇がおっしゃったように、津波の映像とか流れて、大きな被害があった。これは国をあげて認めている事実で、それで法律、津波防災地域づくりに関する法律、という法律までもができた災害となっています。

〈市民〉

法律じゃなくて、法律を振りかざすのではなくて、住民がわかりやすいように説明をしろと・・・。

〈藤沢市〉

その法律の理解を住民の方々にしていただくっていうのは、もちろんこちらで説明をしているのですけども・・・。

〈市民〉

浸水深が3.4m、津波に換算すると何mの津波が来たのか、言ってみろよ。

〈藤沢市〉

それは、要は先ほど言った、藤沢海岸、西浜海岸の方の津波高の方はお示しさせていただいて、海岸に津波が来た場合に、せり上がりがあり、図にもなっておりますけども・・・。

〈市民〉

それは分かるの。問題はその河川沿いに来た津波が、が一と上がるわけだから、その高さがどのくらい候補地のところにくるのか、その調査委託をしなきゃ駄目だって。

〈藤沢市〉

調査委託に関して、ちょっと話は別になってしまいますけども、今お話があったように、〇〇からお話ししている浸水深が水色です（スクリーン上の断面図を指して）。この緑色、緑色のところが基準水位です。ですので、ここ（計画地）は基準水位までも考えています。今言ったように、川から基準水位が来ます。川からは6.1mです。まず6.1mの西浜橋を超えたところで、6.1mの基準水位が来ます。この計画地のところは基準水位で、標高で5.6m、地盤高で言うと3.4mが基準水位です。浸水深は3.2mになります。先ほどなんで7.4mのところが、3.4mと言ったのですけど、7.4mに対する、標高が5.6mです。6.1mのところが決壊して、この計画地のところは、5.6mの高さまで基準水位、浸水深ではなくて、基準水位が上がってきます。この基準水位に関して、我々の方は、さらに3.6mを上げて、標高で9.4mの避難床を作っている、ということです。ですので、浸水深はこの（スクリーン上の断面図を指して）薄いブルーのところが浸水深ですけど、基準水位としてはこの緑色、せり上がりも含めたのが、この緑のところが基準水位で、最大の津波の高さを示しています。

〈市民〉

だから、それが低いの。もっと高く来るはずなんだ。

〈藤沢市〉

いえ、高い低いに関しましては・・・。

〈市民〉

だから、調査委託をなさって。

〈藤沢市〉

県が出しておりますので、県の方が、もし間違っているとうことであれば、県の方に確認はします。ただ、これは県の方からもこういうものを出しているということで、我々は正しいものとして進めています。

〈市民〉

だから、あなたが理解したらそれが理解だと思うけど、それは大きな間違いなんだよ。住民が理解しなきゃいけないんだよ。こういう問題は。

〈市民〉

だから、それにはその後押しになるものがないとダメなの。もし人が死んだとしたら、あなたたちの責任にもなるんです。あなた方だけじゃなくて、市長の責任にもなるんです。

〈市民〉

だから・・・。

〈市民〉

だから、安全だっていう裏付けをとって、それで計画を進めない限りは住民は納得しないでしょう。

〈市民〉

だから、昭和35年のチリ沖地震。何千km離れている。それが東北に押し寄せてきて何人死んだか知っているか。143人死んでいるんだ。チリ沖の地震で、三陸で。そうすると、海の地形がどうであろうと押し寄せてくるのに、何でこんな300mのところで11.5mが8mになっちゃうんだ。そのあたりのことを感覚的に言われたって、ああそうですかって、納得できねえよ。命がかかっているのだから。

〈市民〉

これだけ住民と市と間の溝が埋まらないのですよ。結局は、住民が納得するには、そういうちゃんとした調査報告書、そういうものを基準に提示されれば、住民は高さを分かったと・・・。

〈市民〉

要するに話し合いで、あれできればいいのに、話し合いを避けているところに問題がある。

〈市民〉

だからこういう基準水位だって言ったって、こっちの河川沿いの遡上してくる津波の高さで、どのぐらいの高さでこの建物に来るのか、その高さが知りたいの。

〈市民〉

堂々巡りみたいなことやるな。

〈市民〉

それしかないの。もうここまで来たら。それで証明して初めて住民に報告して、そうしたら住民にだって、これは市の考えと同じ高さだったんだ。そしたら安全なんだなってことでみんな納得するんです。

〈市民〉

同じ土俵に乗って、同じ考えで同じ理解をしなきゃいけないんだ。お前らの理解だけでやっているから、そうなるんだ。全然対話がないじゃないか。

〈市民〉

だから何かあったときには、後押ししてもらえる。市も後押ししてもらえる、そういう調査報告を出してもらって、依頼して。だから私が言ってるでしょう。東京都はこういう大きな問題のときは必ず調査依頼をして、報告書を出してもらうんだよ。今からだって遅くないですよ。

〈藤沢市〉

ちょっと待ってください。新しいご意見を。

〈市民〉

片瀬に住んでおります〇〇と申します。今の話の流れになっちゃうんですけども、住民が納得しない理由は、要は「法律で決まっている」ということ。それから「県が言っている。」ということを前提に、その一つの方向性だけですべて数字を決めて、その決まった数字で、藤沢市が動こうとしているからだと思うのです。そうではなくて、法律も必ずしも合っていないときもあります。特に、津波や地震に関しては、専門家の方の意見というのはすごく重要で、必ずしも、法律を制定するとき、あるいは県が基準を決めるときに、実態が反映されないまま、大きな声をだす権威のある方の話为中心で決まってしまうこともあるので、藤沢市民として納得しない理由は、高さがどうのこうのということも、もちろん

そうなんですけど、一つの情報だけで、その数字を信じて、藤沢市がすべてを決めてしまっている。そこに問題があるんじゃないかと思います。だから、調査依頼というのは、あくまでも、市や県や国と関係ないところが、第三者としてこの計画についてどう考えて、これがよいかどうか、それを評価する。まったく違う角度から、藤沢市がこれを本当に住民の命を救う施設として作れる計画になっているのかどうか、ということを決めるっていう方向性が全くないので、多くの方が不安に感じているのではないかと思います。国とか県が言ったから、この基準が正しいのでっていう、その一方的なことではなく、藤沢市がせっかく、住民の命を救おうとして、大きな資財を、お金を投入して、これを実現させようとしてるわけなので、どうせその力を使うのであれば、本当にこの計画が人の命を救うのかどうかということを、県や国ではなく、藤沢市の皆さんが改めて、計画自体が実態とあっているかどうかを確認して欲しい。それは市民の側に立った、藤沢市の皆さんの立場として、調査をして欲しいということを、みなさんはずっとおっしゃっているのだと思います。(拍手)

なので、決して県が間違っているとか、国の法律が正しくない、と言っているわけではなくて、それが本当に信用できるかどうか、不安だということだと思うのです。そこと離れて、繰り返しになりますけど、藤沢市として、市民の命を守る、皆さんの立場として、この出てきた計画が、本当に実行すべきかどうかを、津波の高さですとか、まったく県、国から離れた第三者の正しい情報として、データを精査し、確認して、このデータを出していただいて、「この7.05mで間違いありません。」ということであれば、みんな協力して、どんどん進めていきたいというのは同じだと思うのです。ずっと一方的に、「もうこの県の数字が出てますから。」「東日本大震災のデータを踏まえて、この数字を国が法律を作るときに決めましたから。」と言われても、それが本当に実態と合っているかどうか、納得できないというか、ちょっと不安すぎて、どうしても受け入れられない。たくさん基準水位の説明をしていただいたり、浸水深の説明をしていただいたり、内容としては皆さんも分かっていると思うのです。だから、根拠となるデータを出しているところではないところの調査依頼をして欲しいという。であれば、より多くの人が納得できるのではないかと思います。以上です。

〈市民〉

おっしゃるとおり。

〈藤沢市〉

すみません、〇〇ご意見ありがとうございます。今おっしゃっていたように、国や県の関わった人じゃないところに調査委託をして、同じ数字が出れば、皆さん納得できるのではないか。というご意見……。

〈市民〉

同じ数字ではなくて……。

〈藤沢市〉

同じ数字か、違う数字かどうかは分からないけども、違う数字が出た場合は、新たに調査委託をした方の数字を信じるようなかたちになるのでしょうか。行政としては、国が法律を作っていますので、国の中で一流の専門家たちのチームで、作られているというように、当然考えていますし、県の方の基準水位につきましても、そういった専門家の集まるチームによって構成されている。行政の場合はだいたいそういうかたちになっております。藤沢市が別に委託を出すとなると、第三者のコンサルタントに委託を出すようなかたちになるかと思います。当然、同じ数字が出れば、専門家皆さん同じこと言ってますね、という話になってくると思いますが、もし、違う数字が出た場合、高いのか、低いのか、今、2.8 mから3.4 mの基準水位に藤沢市は考え方を上乗せしてますけども、基準水位の段階で・・・。

〈市民〉

それは高い方をとらないと。

〈藤沢市〉

もし、出た場合、高い方をとるというようなことで、調査委託を信じる、調査委託の数字をとるということではない。

〈市民〉

要は、人の命を守って欲しいということです。だから、高いとか低いとかではなくて、それが出てきた時点で協議するというのが、本来のかたちだと思うのです。どちらを信じるということではなくて、何か計画を起こすときは複数の人の意見を聞くというのが、通常だと思うのです。別に、個人であれ、国であれ、そうだと思うのです。国が出してきた意見も、もちろん法律もいろんな専門家が集まって決めていらっしゃるかと思いますし、県の基準もそうかと思いますが、ただ、過去の日本でも色んな事が起きてます。必ずしも国が言ってる事は正しいわけじゃない、しかも多くの命が失われたという、過去の、しかもそんな遠くない色んな事件や事故があります。なので、特に津波に関しては、毎日海を見て生活をしている人にとっては、津波が起きるってことは、本当にそれこそ6分で避難するという話なので、すごく重要で、高さは単に7 mなのか8 mなのか、ということではなくて、一つの基準だけで推し進めるのではなくて、もっと色んな人の意見を聞いて欲しい、そこだと思います。だから、どちらを信じます、ではなくて、あくまでも調査をしていただいて、出てきた数字で初めて住民と話し合う、というところが欠けていると思います。

〈藤沢市〉

分かりました。ご意見ありがとうございます。行政の立場だと、やはり国の法律があって、皆様の税金でいろんな調査を行いますので、いくつもの調査が、10個やった調査の中で平均をとるとか、色んな考え方があるかと思いますが、ここも税金を使ってやっていく中では、他の沿岸地区の以外の皆様のご了解を、皆様が説明を納得するものが必要だと思います。国の補助金を使うにあたっても、今、内閣府や、国土交通省とのやりとりの中で、質問のやりとりをしますけども、その中でも国民の皆様に説明するものがありまして、藤沢市も当然、1/2は出していくものと思っていますので、土地が2億1千万円、建築で5億円、合計7億円という大きなお金をかけてやるものですので、市としても、当然、皆様の安全を守る施設を作るということは、前提にやっております。ですので、いろいろご意見、もちろんありまして、早期に作っていただきたいという方と、より高い高さにして欲しいという方と、色々といらっしゃいますので、こちらの方は、今ここで判断することは出来ませんので、今、皆様からの拍手がありましたので、こういった調査委託がこれから可能かどうかは、持ち帰らせて、先ほどはやりませんと、言いましたが、今、皆様の総意ということでの拍手があったのかと思いますので、一旦は持ち帰らせていただきます。また、調査委託をした場合にあっては、当然予算をとってからになりますので、この計画が大幅に遅れてしまうということは、ご承知していただく、というかたちになりますので、当然、組織として考えてさせていただくというふうなかたちになります。

〈市民〉

それで2社、2社とってください。いいですか。1社では駄目。

〈藤沢市〉

調査委託で2社行うのは、申し訳ないですけども、当然、予算を2社分とるというのは、今までも前例がないんですね、見積をとるのは2社とれるのかもしれないですけども、2か所に調査を出すというのは、それだけ経費がたぶん何百万とかかるのかと思います。ですので、そういったものを議会にご承認いただいて、この場では、申し訳ないのですが、ご回答出来ませんので、これをまずやるかどうか、という話になってきます。やるとなったら、この、ここを止めるというかたちになりますので、今、冒頭に、総務常任委員会の報告があったということで、スケジュールとか出していますので、それが全部覆ってしまいますので・・・。

〈市民〉

だから、7mで進めるからいけないんだ。

〈藤沢市〉

去年のこちらの説明は、第1回目の8月31日から、まず基本構想から始めておりますので、皆さんに土地を購入するところからですね、やっていますし、その前の下藤が谷のポンプ場のときからも、やっているかと思いますので・・・。

〈市民〉

私は分かっているんですけども、これは委託を受けたところによっても差が出てくるんです。必ず。そうすると、安全のためには高く出てきた方の高さで建設しないと安全じゃなくなる。1社だけではダメなんだ。これは東京都なら必ず2社とる。

〈藤沢市〉

ご意見いただいてますけども、今、藤沢市としては、Bブロック、Dブロックの方約730人が皆さん避難できるという高さということですので、この高さを上げることによって、一人二人と欠けてしまう。

〈市民〉

それはしょうがない。

〈藤沢市〉

その、しょうがない方たちは、皆さん私は入れなくていいのかどうか、といったのは、二人だけの意見だけでは決められませんので・・・。

〈市民〉

それは、前のときの住民説明会ではっきり住民が意思表示しているだろう。0.6㎡は結構ゆとりのある広さなんだよ。それでいざとなったら、津波なんて3日間も4日間も一番高いのが来るわけない、せいぜい20分、30分、膝繰り合わせて0.3㎡にしたってみんな引け上げると、だから、そういう方法はあるからできるだけ高く。高いところじゃなきゃ逃げれない。

〈藤沢市〉

〇〇のご意見は、そういったご意見として承りますけども・・・。

〈市民〉

住民の集会のときの住民の意見だよ。

〈藤沢市〉

公共施設として作る際には、今計画の0.6㎡ということで、計画地があります。それを壊してしまうと、説明が出来なくなってしまうので、そういったもので国庫の補助

金ですとか、そういったもので全て通ってきてますので、個人的にそうではない、ということではなく・・・。

〈市民〉

本来だったら市がやらなきゃいけない話なんだ。市が住民の了解を得てなかったら、いかに・・・。

〈市民〉

ちょっといいですか。これ、やってもしょうがない意見ね。私は3丁目の8番にいますが、ここ湘南海岸で、湘南オープンウォーターというのを主催、20年やっているんですけども。そのときに、津波のときにどうやって逃げるか、ずっと検討しなきゃいけないので、海上保安庁、第三管区に来てもらって説明を受けました。それから気象庁に来てもらって、地震の話を聞きました。そこで、第三管区はかなりはっきり数字を言うのですが、気象庁はどこで起きるか想定をしないと、どういうかたちで津波が来るかはというのは言えない。だから想定をどうするのか、関東大震災みたいに、大島沖で起きるのだと言っても、それは簡単に1km2km場所が移っちゃうから、同じところにするわけじゃないから、ということと言うと正確には数字がでませんよ、ということになると思うのですね。ここで言っている、今、話を聞いてると、海岸からくる、何ですか、標準水位、ぶつかってくるやつですね。

〈藤沢市〉

基準水位ですね。

〈市民〉

それは、もうこないという想定ですかここには。誰が考えても、たぶんそこにぶつかるのは、マンション群にぶつかるのだらうと思って。それからもう一つは、川から津波が、走ってくる。それでこの辺は浸水する。というようなことの想定のようなのですが、そういうことの理解でよいのでしょうか。

〈藤沢市〉

先ほど、お話してますように、海からの津波に関しての基準水位ですね、基準水位に関しては、せり上がりのところに関しては、だいたい小田急線ぐらいまでが海からの方です。川からの方に関しましては、これは計画地も超えまして、さらに小田急線の近くまで、B街区ぐらいまでは基準水位がいくようになります。

〈市民〉

そうすると、海から来るのと川から来るので、ここはだばだばになっちゃうのですね。池になっちゃうのですね。

〈藤沢市〉

そうですね。

〈市民〉

その池になるのが、5.4m、3.4m。

〈藤沢市〉

5.6mで標高です。同じですよ、標高5.6m、地盤高でいうと3.4mです。それが計画地のところです。全部、先ほど、皆さんは信じる、信じないはあるのですが、神奈川県の方では、10mの格子でそれぞれの高さを全て出している。この計画地のところは3.4mになります。

〈市民〉

そうすると、3丁目の8番ですと標高は2.7mあるのです。そうすると2.7mから、3.4mというのは、地面からの高さですね。

〈藤沢市〉

そうですね。

〈市民〉

そうすると、1階以上ですね。1階を3mとすると、1階以上に来るという考え方ですね。ということは、もう一つ、そのだぼだぼの池になった水はいつ引くのか。高い、要するに基準水位は、ぶつかったときにだけ起きるので、あとだぼだぼの水が何日間で引くのか、ということですよ、3.4mの水が。そうゆうのは、何日で引くのかってことを想定すると、ここに何日間いなきゃいけない、っていうのが出てくるわけですよ。1日でよいのか、2日でよいのか。そして、例えばそれはボートで助けに来て、ボートできちっとした避難所へ送る、それは何日間かかるのかとか、そういう想定をまず聞かせていただいてですね、それが納得すれば、皆さんそんなことを言わないと思うのです。それで、何回調査しても、藤沢市は大島沖の、関東大震災がはじけたところと同じところで起きると想定するのですか、それより西に行くのですか、東に行くのですか、というのまで際限なく曖昧になっていくのです。ある程度の想像、想定を考えたいうえで、こうなります。というのをを出していただきたいなと思います。それから、結局、住民は最初の津波に襲われて上ってくる、例えば標高10m、15mっていうのが、僕は東北に見に行きましたが、あの直後に、30何mまで上がっているところもあるのです。隣のところでは、15mで終わっている、そのぶつかるやつはマンションで防いでくれる、と思うのですが、それで正しいのか、だぼだぼになった池は何日で引くのか、という想定をして欲しいのです。それを聞かないと安心していきけません。それから、さっきから町内会の方が、住民と話し合っ

てないと言うけど、町内会は住民の代表なんだから、住民と町内会がまず話し合って、一緒になって我々に説明しなきゃおかしいんじゃないの。町内会が市を一生懸命に非難しているんですけども、それは町内会でもっと前に話すべきことじゃないか。この場でやることじゃないよね、と思います。以上です。

〈藤沢市〉

はい、ありがとうございます。まず、滞在期間に関しましては、津波の種類だとか、津波の波長によって違いまして、出ておりません。ただ、先ほど言ったように、東北の地震なんかの関係で、津波が起こった大船渡の方に、市の職員も派遣をしていますので、そちらのほうに情報を聞くと、丸々2日間くらい滞在したこともある。「緊急の方がいらっしゃったので一人の方はヘリコプター救助をしまして、あとは水が引いてから、自衛隊、警察と共に避難所の方へ進んだ。」というようなお話を聞いております。どのくらいの滞在期間があるかということに関しましては、ちょっと出せないというところでありますので、我々の備蓄をどれくらい持ってよいか、というところはあるんですが、最大で概ね2、3日なのかと考えております。津波の方に関しましては、こちらの方にもあるように（モニターに基準水位マップを映して）すべて10mピッチでこの高さが出ております、これが基準水位になります。先ほどの、ぶかぶかになるのは浸水深。場所場所によって2.2mが2.5mになったりだとか、場所によっても全部変わってきます。これに関しましては、シミュレーションでやっております。ですので、その地盤の高さだとか、それを国の方で3Dの地図が出ておりますが、その精度をもって、高さを出したりだとか、あと、そこに何があるかという物体をつけて、そこに摩擦係数を加えて、水がどれくらい落ちてくるだとか、そういうことも全て計算して、なおかつ、満潮時で隆起をして、沈下はしてないかなど、最悪の状態をのせて、今この数字を出してる状態と聞いております。その中で、最大で最悪の数字がこれですので、これ以上にはいかないということでの考えで、今計画をしているということです。

〈市民〉

東北に行きまして、ずっと海岸をあれしたんですけども、写真も撮ってきたのであれなんですけども、峠を越える、一つの海岸から次の海岸に向けて峠を越える、そして峠を登っていくと、「地震時津波ここまで」という大きな看板、看板じゃないですね、大きな交通標識みたいなのが、ぶら下がっているのです。下りて行くと、やっぱりそこに「地震時浸水ここまで」と書いてあるのですよ。実際に起きた浸水というのは、それよりうんと下だったんですよ。そこまで来なかったんです。その半分も来なかった。それでもあの体たらくですよ。だけど、誰かと言うより、建設省が作ったんじゃないかと思うのです。ちゃんとした鉄製のあの標識が、道路にかぶさるようにぶら下げてあるのです。それをいくつもいくつも見て来て、誰がこれを作ったんだ。これより下なのに、これだけの被害が出たのかっていうように思うのです。たぶん、バラバラなんです。建設省はここまで来るっていうのと、市や何かが想定した津波の高さが、全然違っていったということです。建

設省に合わせていけば、あんな被害が出るわけがなかった。というのがあるのですが、だから、県が言ったから大丈夫、国が言ったから大丈夫。というのは違う、最後は土地なんです。その土地にいる人たちが、どういう解釈をしたか。というのが一番大事なので、それを納得いく説明、ここで地震が起きる、この辺で地震が起きて、こうゆう状態になっていく。というシミュレーションを見せていただかないと、なかなか住民は納得しないだろうと、それから、こういう理由で、二日間で避難所へ移れますよ。例えば、救助のボートが何艘あって、それがフル稼働すれば、自衛隊がくればどれくらいで運べるのか、というようなところまで本当は言ってほしいのです。一時避難所から避難所へ移れるから、ここは3日間で大丈夫です、ってことであれば、みんな安心する。ある程度の想定がないと、ちょっと苦しいと思うので、物語を作ってくれないと。よろしくお願いします。

〈市民〉

いいですか、片瀬海岸3丁目〇〇と申します。色々ご説明ありがとうございます。あの、一点、資料にこれは間違いじゃないかなと思うので、一つ、質問なんですけども、資料2の右側の、想定津波の概要とありますけども、相模トラフ沿いの海溝型地震、発生確率、政府は地震本部で一括してますよね、データは。今、資料見てみたのだけれども、0から6%、ことさら小さくしてしまうのは問題あるかと、その注釈のところに書いてある数字がこれなんですけども、そこはちょっと訂正した方がよいのではないかと。もう一つ、南海トラフ発生確率および地下直下型地震の発生確率もありますので、ことさら地震がないように広めてしまうのは、これは大きな問題だと一つ思いました。すぐ、30秒くらいで調べられると思うので。あと、専門家とは誰ですか、〇〇とか、〇〇、じゃないですよ。古い方ですよ、専門家に意見を聞いたというのは。

〈藤沢市〉

大学の・・・。

〈市民〉

現役の方ですよ、分かりました。予知連（地震予知連絡会）の方、そういうことですね。この前、10mの高さになると、収容人数が半分くらいになる。という話があったんですけども、新しい資料には北側斜線が書かれているんですけども、北側斜線にはかかってないようだけれども、それはどうなのかというのが、ちょっと気になりました。以上です。すぐに答えれるやつだけ先に教えてください。

〈藤沢市〉

最後のだけですね、私の方から答えさせていただきます。高さによって、収容人数が減ってしまう観点は北側斜線からではございません。高さが上がりますと、日影の規制が発生してしまいます。その経緯上、上部の部分が狭くなってしまいます。というようなご説明をすべきでした。申し訳ございません。

〈市民〉

今、図面見て気づいたのですけども、スロープになってますよね、南側。180度ひっくり返したら、引っかからないと思うのですが、それで地震本部の方はすぐお願いします。今いる方に言わないとまずいと思うので。

〈藤沢市〉

今のお話は、180度変えるような、ということでしょうか。

〈市民〉

図面見たらそう感じませんか。

〈藤沢市〉

実際には確かに、おっしゃるように書いてみないと、分からないところでございますけども、今度、ひっくり返して、計画が成り立つかどうか、改めて再度確認します。

〈市民〉

いただけますか。

〈藤沢市〉

書いたらですか。分かりました。それは、何らか検討します。

〈市民〉

そういう話は信用できないの。

〈藤沢市〉

分かりました。またこのような場がありましたら、公開できるようにしたいと思えます。

〈市民〉

地震本部。発生確率。今すぐ、訂正してください。

〈藤沢市〉

藤沢市の地域防災計画を記述していますので。ちょっと確認します。

〈市民〉

政府が地震本部で統括してますから、それ以外の数値を発表するって、ちょっとまずいと思いますよ。

〈藤沢市〉

確認します。

〈市民〉

今すぐ調べられます。調べられた方がよいのではないですか。30秒くらいで調べられます。

〈藤沢市〉

確認させていただきます。

〈市民〉

片瀬海岸3丁目に住んでます〇〇と申します。電源装置をずっとやっています、仕事で。それで、避難施設というのは、上がオープンで開いちゃっているんですね。今のような夏の暑いときに、熱中症で、75歳を超える、いわゆる高齢者、私も近いのですけども、熱中症で老人が、病院に運ばれても、要するに災害関連死というかたちで亡くなってしまうというケースが、2019年に千葉の台風15号のときは8人いたのです。つまり、避難施設は作っても屋根が何もないとですね、屋根というよりも、直射日光でやられてしまう状態ができるのですね、実際に。その千葉の場合も、別にこういう避難所になったわけではなくて、学校の体育館で避難して、それでもやられてしまう。結局、避難したときの状態が、ちゃんと避難所に昨日を果たしていないという現実があるということがあって、私が職業的にやっているのは、実は京セラという会社で太陽電池やってまして、蓄電池と太陽電池でもってですね、避難所にそういった電源装置をつける、ということで、実際自分は仕事として、会社にいたときはやっております。これは自分一人で抱えてはいかんと思ひまして、防災政策課の課長さん、公共建築課の皆さんにも、こういうことがあるから、具体的にこうした避難施設に、この屋根のないオープンになっているわけですから、ここに700人も集まってですね、何も電源装置がなくて済むわけがない。みんなやられちゃう。その議論は過去、私だいたい出てましたけど、4回目かなんかに、どなたかが、太陽光をつけてくれ、という話があったんですけど、結局具体的な案を誰も出さないから、話題にならなかった。私はどこかの段階で、それを言わないと、そんなこと知っているのは、そればかりやっていた人間は私くらいなので、言わないと誰も分からない。それで、今、そこにおられる〇〇とか、計画建築部の方にもメールで送りまして、検討してくれ、と送っています。それで、今日皆さんに初めて説明するのが、私が説明するのも、ちょっと生意気かも分からないのですけど、皆さんこれを説明されても、そんな専門知識ないから分からないと思うんです。それで、すみません、町内会長さん（〇〇に向けて）、これと同じ資料を行政の方に流してます。（出席者に資料を手渡す）

〈市民〉

言いたいことはわかります。それで、はっきり申しますと、高さがまとまらないと・・・。

〈市民〉

そうですね、ごちゃごちゃにしないでくれ、という話は私はよく分かるんで。

〈市民〉

ただ、高さが決まったらね。

〈市民〉

ええ。決まってからで。

〈市民〉

高さ自体が・・・。

〈市民〉

第一にそれ、これは後。後だけでも、よくよく考えてみると、考えなきゃいかんという問題だけです。それだけです。

〈市民〉

はい、わかりました。ありがとうございます。

〈藤沢市〉

すみません、時間の方もオーバーしていますが、なるべく皆様のご意見を聞きたいと思います。あと一人か二人ご意見があれば、と思いますが、ご意見のある方いらっしゃいますか。

〈市民〉

先ほどの第三者に任せる件で、もう1回予算を通さなくてはいけない、というところまでは分かりました。いつ、我々にその結果が来ますか。また、どのような方法で、やっぱり駄目でした、という話が聞けるのですか。やっぱりできますよ、だからスケジュールがこうやって延びます、ということが、どういうかたちで聞けるのかを知りたいというのがまず一つ。いつも、尻切れトンボで、先ほどのソーラーパネルの件も覚えてますけども、答えが出てきてない。僕も4回出てますけども。ですので、はっきりといつ、どうやって、予算つけて第三者委託できるのか、2社できるのか、出来ないのか、何で1社になっちゃったのか、速やかに報告いただきたい。どうやって報告いただけるのか聞きたい。と同時にですね、何%の方は早急にという単語をまだ使われている方も、もちろんいらっしゃるかと思います。それも正しい個人の意見だと思います。そういう方々に、そうなるか

らこれだけ工期が遅れるよ、要は住民の合意を、先ほども言いましたが、何%取り付けて、遅らせました。進めました。この辺をきちんと教えてください。議会でもずっと、丁寧な説明会、丁寧に合意をもらっていると、大半が早急に、と言っていると、よく言いますよね、って感じなんですけど。いつぐらいに、どうかたちでご連絡いただけますか。

〈藤沢市〉

今、いただいたご意見ですので、私どもで持ち帰らせていただいて、当然、上司の方にも説明し、理事者にも説明し、市の方としてどうしていくかということが出ないと、いつということも言えないと思います。ですので、それを踏まえて、そこは出ましたら、自治会長さんの方にですね、ご連絡をさせていただいて、市の方の方向性を説明させていただくかたちをとらせていただきたいと思います。

〈市民〉

その方向性は会長の方に、そのままストレートに伝わるってことですね。ここに集まっただのかたちでの報告はないということですか。

〈市民〉

その場合の条件を付けてくださいよ。津波が本件地でどういう高さなのか。そして避難タワーは何mなら安全なのか。ということの条件を付けて調査をしないと、水位のかたちだけで出てきて、また低く出てきちゃうからね、ちゃんと条件付けてください。それじゃないと私たちは納得できない。

〈市民〉

海から津波が来るのと、川から津波が来るのと、鵠沼海岸1丁目ってのは、134号線が防波堤になってないんだよ。そのまま平らなんですよ。あっちからも流れてくる。それがごちゃごちゃになって、片瀬海岸3丁目、水だから当然低いところから流れてくる、その辺りを全部説明してもらいたい。

〈市民〉

コンサルタントの中でも、国際工営（日本工営）って大手なんです。私も契約にいたとき、津波で指名したんじゃないんですけれども、シミュレーション結果を基に津波の伝搬、遡上、氾濫のCGを作成したり、津波災害、被害軽減に役立つ浸水被害想定図、津波ハザードマップを作成し、津波被害のイメージをやってくれる、CGでね。ですから、そういうようなね、大手でなおかつ最近の経験のあるところに出してもらいたい。出すならね。

〈市民〉

出すか出さないかの結論を、どのような方法で、我々の望みはですね、こういうような会をまた設けていただいて、これこれこうで、できるようになりました。良かったですね。なのか、やっぱり申し訳ない、出来なかった。なぜならば。というところまで聞きたいのです。

〈市民〉

そうですね、そのとおり。

〈市民〉

直接。

〈藤沢市〉

そのことも踏まえて、理事者と相談させていただいて、回答させていただきます。
よろしいでしょうか。

〈市民〉

すみません、ちょっと内容のことではないのですが、こういった説明会は週末にしていただけないでしょうか。平日の9時から5時ですと、参加出来ない方がたくさんいらっしゃるかと思います。ですので、誰でも来れる時間ということでお願いしたいと思います。以上です。

〈藤沢市〉

ありがとうございます。今までも平日、休日で入れていたのですが、今回この、しおさい（会場）の方が、かなり予約がいっぱいで、空いているところが全然なかったというのが本音なのですが、その中でも、皆さんのほうから早くご意見を聞きたいというところがありまして、本日にさせていただきました。なるべくそのあたりの意見も踏まえて、今後もさせていただきたいと思います。

はい、それではですね、よろしいでしょうか。長時間ありがとうございました。それでは本日の説明会の方を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

（拍手）

以 上